そうだったのか！　文書等告示

米満　啓

１．本稿の考察対象

４月公布のキャッチオール規制（CA 規制）改正にちなんで、関係法令を読み返しています。その中で「発見」した（というのもおこがましいけれど）ことを御紹介します。

御存知の通り、大量破壊兵器 CA 規制には「用途要件」と「需要者要件」があります。前者は《おそれ省令》一号、後者は同二号・三号で定められています。二号・三号では、懸念情報の出所・由来として、①契約書 or「『文書等』のうち告示で定めるもの」、②「輸入者等」からの連絡、の２つを挙げています。

本稿で取り上げるのは「『文書等』のうち告示で定めるもの」の内容です。具体的には、**「告示で定める」ことにより、対象とされる「文書等」の範囲がどれだけ狭められたのか？　私の結論は「範囲の限定はゼロ。むしろ拡大された！」**です。ちょっと刺戟的でしょ？　でも一読されればわかります。

２．《おそれ省令》一号との比較

実は省令一号にも「文書等」は登場します。それが「告示によりどれだけ範囲が限定されたか」を見ていきたいと思います。まずは省令条文を。

一号　その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。
二号　その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなときを除く。）。

「告示」条文は次頁でお目にかけますが、内容をかいつまんで言うと次の３つ；

一　当該輸出に関して輸出者が入手したもの

二　経産省の作成したもの

三　上記以外で、当該輸出に際して輸入者が確認したもの

《文書等告示》抜粋

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。 一 その貨物の輸出に関し、輸入者等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の輸出者が入手した文書等 二 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等 三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書

上記一～三号により、対象範囲はどのように限定されたのでしょうか？

一　「当該輸出に関して」の入手に限定された。 ※ 以前から所有していた資料類が対象から外されたということ。 ⇒ **用途要件についてはこれによる実質的な限定効果なし。** 理由は用途要件でカウントする情報が「本件の購入用途・動機が懸念活動にある」だからです。そのような情報が「当該輸出に関して」以外で入手されることは稀でしょう。
二　ここで述べられているのは「外国ユーザーリスト」のこと。 ※ 経産省がHPに載せたとしてもそれを見ていなかった人も存在しそうですが、本告示は「公表した時点で『入手した』と見なすぞ」と述べているわけです。 ※ 細かい話ですが「作成した」というのは、突っ込まれやすく気持ち悪い表現だと思います。省内で作成済なら未公表の文書でもカウントされる書き方ですから。 ⇒ **用途要件についての限定効果はもちろんありません。** **それ以前の問題として、もし本号の記述がなければ、「外国ユーザーリスト」を「輸出者等が入手した文書等」とは、誰も考えないのではないでしょうか？** とすれば、本号は範囲を「限定ではなく拡大」する性格の規定といえるでしょう。
三　「当該輸出に際して内容を確認した（目を通した)」ものに限定。 ⇒ **用途要件についてはこれによる実質的な限定効果なし。** 論理上は「本件の購入用途・動機が懸念活動にある」という情報を入手していながら目を通していなかったというケースもありえますが、相当なレアケースと思います。 なぜならこの種の情報というものは、ずっと以前に入手したまま書庫で埃をかぶっているような性質のものではないからです。入手のタイミングは本件商談の開始とほぼ同時というのが殆どではないでしょうか。

３．結論

本告示は、対象「文書等」の範囲を限定するものではありません。その反対に、**「外国ユーザーリスト」を対象「文書等」の範囲に突っ込む（拡大する）ため制定されたトリッキーな存在**と見るのが妥当と考えます。

本告示施行から二十余年になりますが、今まできちんと条文を読んでいなかったことを認識（反省）しました。